

<補助対象経費>

経費区分	備考
報償費	・ 団体構成員以外の出演者等（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等）に対する謝礼で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額 ・ 団体構成員への支払いは対象外
賃金	・ 特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。 ・ 団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を原則とする。 ・ 団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費 （交通費・宿泊費）	・ 交通費については、領収書を徴収することが困難な場合は、実費負担分を補助対象とする。 ・ 団体メンバー以外の出演者等との連絡調整のための交通費及び出演者等の交通費及び宿泊費を対象とする。（※ただし、宿泊費は、宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。） ・ 視察に関する旅費は対象外 ・ 宿泊費は、1名1泊10,200円を上限とする。（食事代は対象外）
需用費	・ 消耗品費、燃料費、食糧費、電気料、ガス代、水道代、印刷製本費、修繕費 ・ 消耗品は単価5万円（税込）未満のものを対象とする。 ・ 食糧費は、事業実施に必要と認められるもののみ対象とする。（ウォーキングイベントで参加者の熱中症対策に配布する水など）ただし、主催者側（ボランティア含む）の飲食物は補助対象外とする。
役務費	・ 電話料、郵便料、クリーニング代、広告料、手数料、保険料
委託料	・ 事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 ・ 原則3者以上から見積を徴収するものとする。 ・ 3者以上の見積徴収が不可能な場合は、その理由等をあらかじめ（補助金交付決定後、委託契約締結前）書面（様式は任意）で報告すること。
使用料及び賃借料	・ 会場使用料、リース料等
原材料費	・ 特定の個人、団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。
※すべて事業の実施に直接係る経費とする。 ※領収書を徴収することができないものは補助対象外とする。 （旅費についてのみ、領収書を徴収できない場合は実費負担分を補助対象とする。） ※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。	